

「新成人が狙われる!?!」 それマルチ商法かも

民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。社会経験の少ない若者が様々な消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。若者からの相談が多いマルチ商法を取り上げ、どんな取引なのか、どんなふう勧誘されるのかなど、事例と注意すべき点やクーリング・オフ、中途解約などについてまとめました。

会員になれば
お金がもうかるよ!



成年年齢が20歳から
18歳に引き下げられました

特集「新成人が狙われる!?!」 それマルチ商法かも

- ▶ 目黒区の消費生活相談の現状について
- ▶ 子ども向け企画 キッズCon.チャレンジ

目黒区消費生活センター

相談専用 **03-3711-1140**

月～金曜日 9:30～16:30
(受付は16:00まで)

上記以外の時間は
消費者ホットライン188



めぐニャン

消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター



めぐニャン